

浜田地区広域行政組合介護保険住宅改修費に係る受領委任払実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条に規定する居宅介護住宅改修費及び同法第57条に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給に係る受領委任払いの実施について必要な事項を定め、もって被保険者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (2) 受領委任払い 住宅改修費の支給を受ける被保険者が、受領に関する権限を当該住宅改修施工事業者（以下「事業者」という。）に委任した場合において、浜田地区広域行政組合（以下「組合」という。）が当該住宅改修費を事業者に支払うことをいう。

（対象者）

第3条 受領委任払いの対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 組合の介護保険被保険者の資格を有すること。
- (2) 住宅改修費の支給対象者であること。ただし、入院又は入所中の者を除く。

（事業者の登録等）

第4条 受領委任払いにより住宅改修費の支払いを受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、あらかじめ、介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録申請書（様式第1号）を浜田地区広域行政組合管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに登録の適否を審査し、登録を適当と認めるときは事業者登録を行い、申請事業者に介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者登録証（様式第2号）を交付するものとする。

3 前項の規定により登録された事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録時における届出事項に変更があった場合又は登録の廃止等を行うとする場合は、速やかに管理者に介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業

者登録（変更・廃止等）届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

4 管理者は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その登録を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく受領委任を行わなかった場合
- (2) この告示に定める手続を行わなかった場合
- (3) 登録事業者の責に帰すべき事由により、被保険者に損害を生じさせた場合
- (4) 不正な手段により、事業者登録を受け、又は住宅改修費を受領した場合
- (5) その他管理者が登録事業者として不適当であると認める場合
（事前申請）

第5条 受領委任払いによる住宅改修費の支給を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、住宅改修施工前に介護保険住宅改修費受領委任払支給申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支給を適当と認めるときは、申請者に介護保険住宅改修費受領委任払支給承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（完了報告）

第6条 申請者は、住宅改修が完了したときは、介護保険住宅改修（受領委任払）完了報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

（支給）

第7条 管理者は、前条の規定による報告があったときは、受領委任の受任者である登録事業者に対し、支給すべき住宅改修費を支給するものとする。

2 前項の規定による支払いがあったときは、申請者に対し住宅改修費の支給があったものとみなす。

（受領委任払いの取消し）

第8条 管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、受領委任払いの決定を取り消すことができる。

- (1) この告示に定める事項に反したとき。
- (2) その他管理者が受領委任払いをすることが不適当と認めるとき。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 受領委任払取扱事業者の登録等に関し必要な手続は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この告示は、令和4年2月2日から施行する。